

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第932号)

平成23年3月10日

横情審答申第932号

平成23年3月10日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年7月27日経観経創第217号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「小机商店街協同組合が市に対して提出した平成21年度の中小企業等協
同組合決算関係書類提出書及び役員変更届出書一切」の非開示決定に対す
る異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「小机商店街協同組合が市に対して提出した平成21年度の中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び役員変更届出書一切」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「小机商店街協同組合が市に対して提出した平成21年度の中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び役員変更届出書一切」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年6月22日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書である中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び役員変更届出書（役員変更届出書は、役員改選を行った年のみ）は、通常総会終了の日から二週間以内に所管行政庁に提出することを中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「組合法」という。）で義務付けられている。小机商店街協同組合（以下「本件組合」という。）は平成22年度通常総会を5月29日に開催したことから、6月11日までに決算関係書類等の提出を横浜市に行う必要があった。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件組合から実施機関に対して本件申立文書が提出される頃である6月8日に来庁した。申立人は、来庁の際に本件申立文書の提出の有無を実施機関に問い合わせ、実施機関からはまだ提出されていない旨を説明した。しかし、申立人は、近日中に提出される文書であることから本件請求を行ったため、実施機関としては、本件請求日に保有していない文書であり、本件請求の対象とならないと判断し、非開示決定を行った。
- (3) 本件申立文書のうち決算関係書類提出書は平成22年6月11日、役員変更届出書は本件組合が作成していなかったため同年6月17日に提出を受けたため、実施機関が

ら申立人に対して非開示決定通知書を送付する前に、請求対象文書は任意提供できる旨を説明している。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 実施機関は、開示請求時に保有する文書が請求対象となると解釈しているが、条例第1条の規定のとおり市民の知る権利を尊重するなら明文化されていない基準日を設定する解釈はあまりに限定的であり、不当に対象文書の範囲を狭めるおそれがある。対象文書の作成・取得の可能性ないし見込みがあれば、開示請求を受理し、文書を作成・取得した上で、開示すべきである。
- (3) 本件処分は平成22年6月22日にされており、同日において処分の判断を行ったものである。開示・非開示の判断基準日は処分時であり、本件処分時に既に本件組合から提出された文書を存在しないものとし請求対象文書にならないと判断した処分は明らかに違法である。
- (4) 本件申立文書は、法定の提出期限内に本件組合から市への提出が義務付けられており、決算書類については期限内に提出されている。期限内に提出されなかった文書についても、市に法律上提出を求める権限がある場合は、文書は「保有しているもの」として、市は相手方に文書の提出を求めた上で開示すべきである。
- (5) 市が取得した対象文書は開示されるべきであり、仮に開示決定期限直前に文書を取得したとしても、事務処理が困難な場合であれば、期限の延長も可能であるにもかかわらず、あくまで開示請求日時点の保有に固執し、非開示処分をすることは明らかに違法である。
- (6) 平成22年6月8日に「組合の提出を待つて何度も来庁するのは負担であるから、本日開示請求したい」と申し出たところ、「6月11日に必ず提出されるか分からない」と言われたため「提出された分だけでも開示してほしい」と要望した。本件請求に対して少なくとも6月11日に提出された文書については開示されると思っていた。また、受付の際にも「開示請求日に保有していない文書は、対象文書にならない」との説明は一切なかった。
- (7) 実施機関の「開示請求時点で文書が存在していなければならない」との主張は、あまりに厳格に解釈しているのではないか。本件のように開示請求後に文書を取得

した場合に開示しないというのは、請求時の行政側の事情で開示が左右されるし、行政側の文書管理が何ら問題とならないことになる。

- (8) 実施機関の主張どおり開示請求日を判断基準日とすると、本件申立文書については新たに6月11日、6月17日以降に開示請求しなければいけないことになり、あまりに過重な負担となる。なぜ実施機関は「任意提供する」、「請求し直せ」と言って請求者に新たな負担を負わせるような対応をするのか。仮に任意提供を受けた場合、その際に隠された部分について不服があっても救済の手段がないことからこれに応じることはできない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

組合法第105条の2では、信用協同組合等を除く組合等は毎事業年度、通常総会終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面（以下「決算関係書類」という。）を行政庁に提出しなければならないとされている。また、同法第35条の2では、組合は、役員の名又は住所に変更があったときは、その変更の日から二週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならないとされている。

本件申立文書は、本件組合から横浜市に提出された平成21年度分の決算関係書類及び役員変更届である。

(2) 本件異議申立てに係る経過について

当審査会において本件異議申立てに係る経緯を確認したところ、次のとおりであった。

ア 申立人は、平成22年6月8日に、開示請求書に「小机商店街協同組合が市に対して提出した平成21年度の中小企業等協同組合決算関係書類提出書及び役員変更届出書一切」と記載して本件請求を行った。

イ 本件請求に対し、実施機関は、本件申立文書を保有していないとして平成22年6月22日付で本件処分を行った。

ウ 申立人は、本件処分を不服として平成22年6月25日付で本件異議申立てを行った。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を取得したのは、平成21年度分の決算関係書類については平成22年6月11日であり、役員変更届については同年6月17日であるとし

て、本件請求時には当該文書を保有していなかったと主張している。当審査会において、実施機関から本件申立文書の取得に係る行政文書（以下「本件供覧文書」という。）の提出を受けて確認したところ、確かに両文書の提出期日は実施機関の主張どおりの記載がされていることが認められた。また、本件申立文書に含まれる本件組合の総会の議事録によると当該総会は平成22年5月29日に開催され、当該日に役員も改選されていることから、組合法に基づき本件申立文書はその二週間後である同年6月11日までに実施機関に提出されるべき文書であったと認められる。したがって、本件請求は、本件申立文書の組合法上の提出期限が到来していない時点でなされたものであり、本件請求時に本件申立文書を保有していなかったとの実施機関の説明は首肯できる。

イ 申立人は、実施機関は請求対象文書の作成・取得の見込みがあれば開示請求に対して当該文書を作成・取得した上で開示すべきであること、期限内に提出されなかった文書についても、実施機関が法律上提出を求める権限がある場合には当該文書を保有しているものとして開示すべきであること、仮に開示決定期限直前に文書を取得したとしても、事務処理が困難であれば決定期限の延長も可能であるにもかかわらず、請求日時点で保有していないとして非開示決定をすることは違法であることなどを主張している。

しかし、情報公開制度では請求日時点において実施機関が保有している行政文書が対象となることが原則であって、また、開示請求の時点で保有していない文書を実施機関が開示請求を受けて入手して開示することを義務付ける規定もないことから、実施機関が本件請求の時点で本件申立文書を保有していないとして本件処分を行ったことは不当であるとはいえない。

ウ なお、本件異議申立てに関して、実施機関が本件申立文書を任意提供の形で開示する旨を申立人に説明したところ、申立人は情報提供において公開されない情報についての救済手段がないことを理由にこれを拒否したとのことである。前記のとおり、開示請求時に保有していない本件申立文書を請求対象文書として特定しなかったことは妥当であって、当該報告書を後日取得した場合に、これを任意提供すること自体は不適切な取扱いではなく、むしろ開示請求者の便宜に資する取扱いであったとも考えられる。当審査会としては、実施機関と申立人の双方に迅速な争訟解決に向けた努力を望むものであることを付言する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を本件請求時に保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年7月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年8月6日 (第106回第三部会) 平成22年8月27日 (第175回第二部会)	・諮問の報告
平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成22年9月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年9月30日 (第172回第一部会)	・審議
平成22年11月25日 (第175回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年12月9日 (第176回第一部会)	・審議
平成23年1月13日 (第177回第一部会)	・審議
平成23年1月27日 (第178回第一部会)	・審議
平成23年2月24日 (第179回第一部会)	・審議